

議案第108号

桑名市共同浴場条例の一部改正について

桑名市共同浴場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月6日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市共同浴場条例の一部を改正する条例

桑名市共同浴場条例（平成19年桑名市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

名称	休業日
深谷共同浴場（さざれ湯）	第1、第3及び第5日曜日並びに1月1日から1月3日まで
松ヶ島共同浴場	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月1日から1月3日まで

第5条の表深谷共同浴場（さざれ湯）の項を次のように改める。

深谷共同浴場（さざれ湯）	午後4時30分から午後10時まで
--------------	------------------

第8条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 7歳以上の男女が混浴するとき。ただし、利用形態により風紀を害するおそれがないと認められる場合を除く。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

深谷共同浴場(さざれ湯)の休業日、利用時間の見直し等に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後												
<p>(第4条) (休業日)</p> <p>第4条 浴場の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に休業日を定めることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深谷共同浴場(さざれ湯)</td> <td>第2及び第4日曜日 1月1日から1月3日まで</td> </tr> <tr> <td>松ヶ島共同浴場</td> <td>日曜日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 1月1日から1月3日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	休業日	深谷共同浴場(さざれ湯)	第2及び第4日曜日 1月1日から1月3日まで	松ヶ島共同浴場	日曜日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 1月1日から1月3日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深谷共同浴場(さざれ湯)</td> <td>第1、第3及び第5日曜日並びに1月1日から1月3日まで</td> </tr> <tr> <td>松ヶ島共同浴場</td> <td>日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び1月1日から1月3日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	休業日	深谷共同浴場(さざれ湯)	第1、第3及び第5日曜日並びに1月1日から1月3日まで	松ヶ島共同浴場	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び1月1日から1月3日まで
名称	休業日												
深谷共同浴場(さざれ湯)	第2及び第4日曜日 1月1日から1月3日まで												
松ヶ島共同浴場	日曜日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 1月1日から1月3日まで												
名称	休業日												
深谷共同浴場(さざれ湯)	第1、第3及び第5日曜日並びに1月1日から1月3日まで												
松ヶ島共同浴場	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び1月1日から1月3日まで												
<p>(第5条) (利用時間)</p> <p>第5条 浴場の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に利用時間を変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深谷共同浴場(さざれ湯)</td> <td>4月か ら9月 まで 午後5時から午後10時30分まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月か ら3月 まで 午後4時30分から午後10時30分まで</td> </tr> <tr> <td>松ヶ島共同浴場</td> <td>午後5時から午後8時まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	利用時間	深谷共同浴場(さざれ湯)	4月か ら9月 まで 午後5時から午後10時30分まで		10月か ら3月 まで 午後4時30分から午後10時30分まで	松ヶ島共同浴場	午後5時から午後8時まで	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>深谷共同浴場(さざれ湯)</td> <td>午後4時30分から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	深谷共同浴場(さざれ湯)	午後4時30分から午後10時まで		
名称	利用時間												
深谷共同浴場(さざれ湯)	4月か ら9月 まで 午後5時から午後10時30分まで												
	10月か ら3月 まで 午後4時30分から午後10時30分まで												
松ヶ島共同浴場	午後5時から午後8時まで												
深谷共同浴場(さざれ湯)	午後4時30分から午後10時まで												
<p>(第8条) (利用の制限等)</p> <p>第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を拒み、利用を制限し、又は利用を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1) <u>7歳以上の男女が混浴するとき。ただし、利用形態により風紀を害するおそれがないと認められる場合を除く。</u></p> <p>(2)～(5)</p>												

議案第109号

和解及び損害賠償額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額を決定することについて議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和3年7月20日午後2時20分頃、桑名市新西方五丁目72番地付近の丁字路において、南から進入した公用車と西から進入した自転車が出合い頭に衝突し、相手方が顔面を負傷及び歯を欠損したものである。

2 損害賠償の相手方



3 損害賠償の額

市から相手方へ	3, 516, 506円
相手方から市へ	0円

議案第110号

市道の認定について

市道の路線を次のとおり認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

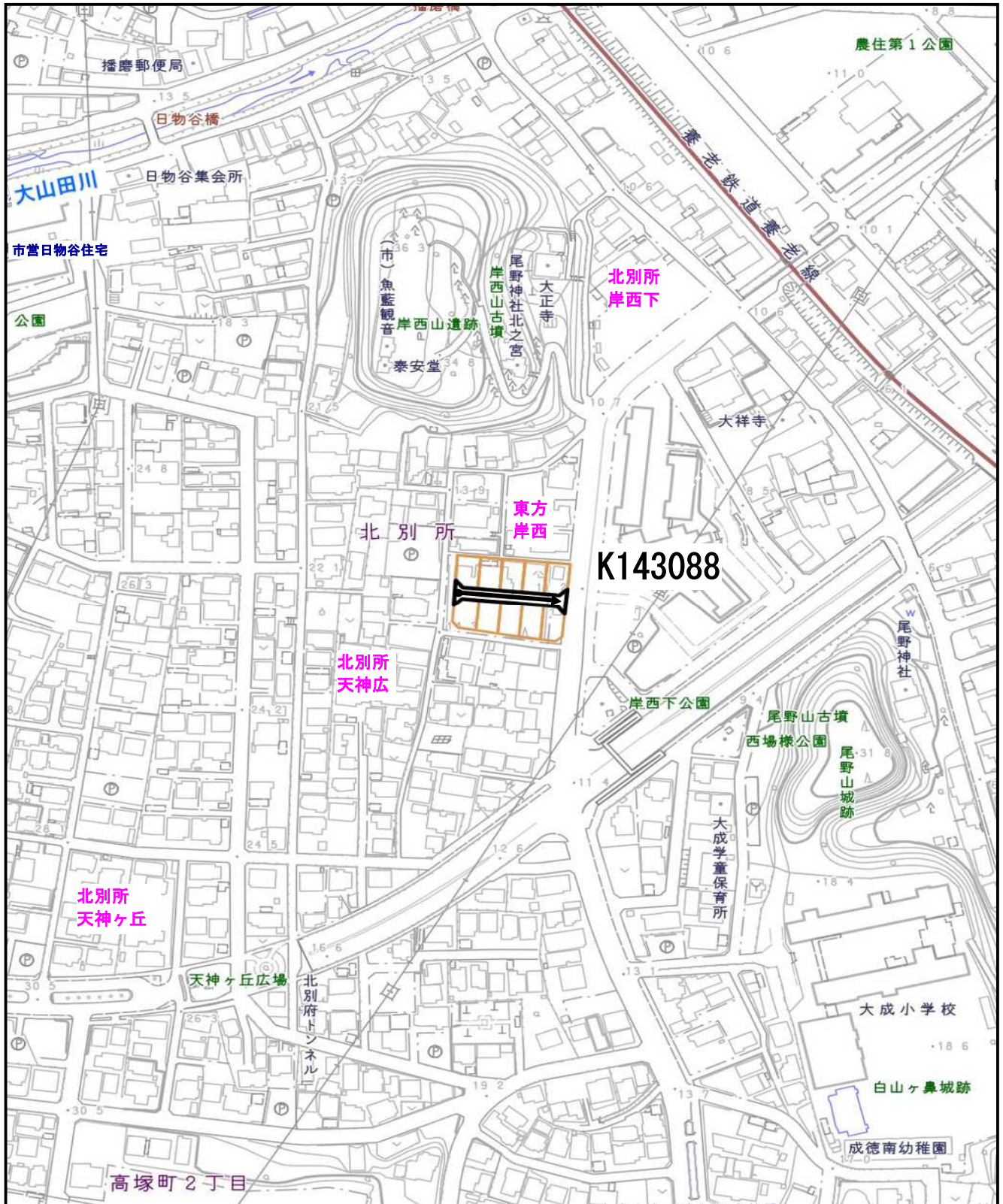
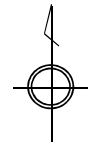
令和5年12月6日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

認定する路線

路線番号	路線名	起点	重要な 経過地	延長(m)
		終点		幅員(m)
K143088	北別所10号線	大字北別所字天神広1248番11地先		51.7
		大字北別所字岸西下1187番11地先		6.0~13.1

北別所地区 認定路線図



路線番号	路線名	起 点		重要な 経過地	延長(m) 幅員(m)	凡 例	
		終	点			起点	●
K143088	北別所10号線	大字北別所字天神広1248番11地先	●		51.7	終点	▲
		大字北別所字岸西下1187番11地先				認定路線	—

議案第111号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

公の施設の名称	指定する団体	指定の期間
深谷共同浴場（さざれ湯）	桑名市大字下深谷部27番地2 深谷11町連合自治会長会	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
松ヶ島共同浴場	桑名市長島町十日外面354番地 南松ヶ島自治会	

議案第112号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

公の施設の名称	指定する団体	指定の期間
桑名市城東地区複合施設	桑名市大字赤須賀2107番地 特定非営利活動法人 赤須賀まちづくり推進協会	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第113号

地方独立行政法人桑名市総合医療センターが達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、別紙のとおり独立行政法人桑名市総合医療センターが達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて、議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

地方独立行政法人桑名市総合医療センター 第4期中期目標

前文

地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）は、平成30年4月に、地域の二次医療及び急性期医療を担う新病院を開院し、「最良の医療を提供し、地域の皆様から信頼され必要とされる病院を目指す」という基本理念のもと、地域医療の確保と医療サービスの充実に努めている。

第3期中期目標期間においては、本市の求める、高度で専門的な医療機能を発揮するとともに、地域医療機関等との機能分担による地域医療連携の基盤を築いてきた。

また、新型コロナウイルス感染症の対応においても、重点医療機関として感染拡大に伴う感染症患者の受け入れや医療の提供に貢献し、主導的な役割を果たしてきた。

近年は、少子高齢化による急激な人口構造の変化に伴い、医療ニーズが高まる一方、それを支える医療従事者の不足や過重労働が懸念されている。

そのため、第4期中期目標期間においては、デジタルトランスフォーメーション（DX）による医療水準のさらなる向上と業務の効率化・最適化を図るとともに、安定した経営基盤の確立や働き方改革の推進により、将来にわたり持続可能な医療提供を行い、地域住民の安全安心に貢献することを期待する。

第1 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供

公的病院としてのあるべき姿を認識し、地域住民の安全安心を第一に考え、次の業務に取り組むことを通じ、求められる責務を果たすこと。

(1) 重点的に取り組むべき医療

高度医療及び急性期医療における地域の中核病院として、救急医療に率先的かつ重点的に取り組むこと。

疾患の分野別では、がん、脳血管障害、循環器疾患及び消化器疾患の分野における医療について、患者それぞれの病期や病態に応じた治療法が選択または組み合わせできるように、重点的に取り組むこと。

また、救急医療を含めた小児医療の提供についても、重点的に取り組むこと。

さらに、周産期医療を継続的に提供し、地域周産期母子医療センターの指定に向けて取り組むこと。

(2) 地域医療連携の推進

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、高度医療及び急性期医療における地域の中核病院として、他の医療機関との機能分担や連携を推進し、患者が退院後も切れ目のないケアを受けられるよう、関係機関と協力すること。また、地域における在宅医療を含む医療、福祉及び介護の連携体制の構築に貢献すること。

(3) 災害時及び重大な感染症の流行時等における医療協力

地域災害拠点病院として、事業継続計画（BCP）の適切な運用のもと、平時から緊張感を持って関係機関との連携を図り、連絡体制の確保や医療物資等の備蓄、訓練等を行うこと。

また、災害発生時には県及び市からの要請に基づいた患者の受け入れや治療の実施、医療チームの派遣等による医療の提供を行い、その他の災害対応についても積極的に取り組むこと。

あわせて新興感染症等の流行時には、これまでの経験に基づいた迅速な対応を取り、地域住民の安全安心のために主体的に行動すること。

2 医療水準の向上

(1) 高度・専門医療への取り組み

地域の中核病院として、高度で専門的な医療提供体制の充実に取り組むこと。

また、保有する高度・専門医療機能のセンター化や集学的治療体制を進化させ、診療体制の強化と充実を図ること。

(2) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

質の高い医療サービスの提供と業務効率化・最適化を図るため、関係機関と連携し、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進すること。

3 医療従事者の確保

(1) 医師の確保

医療水準を向上させるため、診療科ごとの医師の充足度を把握し、必要に応じ計画的な確保を行うこと。

(2) 研修医の受入れ及び育成

臨床研修病院として臨床研修医を受け入れ、専攻医（専門分野の研修を行う医師をいう。）を確保し、充実した研修プログラムなど研修体制を整えることにより、優れた医師の育成を行うとともに、総合医療センターへの定着を図ること。

(3) 薬剤師及び看護師の確保及び定着

質の高い医療が継続的に提供できるよう、薬剤師及び看護師の確保及び定着を図ること。

4 患者サービスのいっそうの向上

患者や家族との信頼関係の構築に努めるとともに、診療待ち時間、施設設備や院内環境、職員の接遇等に対する患者の満足度を定期的に把握・分析し、患者サービスのいっそうの向上に取り組むこと。

5 安心で信頼できる質の高い医療の提供

(1) 医療安全対策の徹底

患者が安心して受診できる環境を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故等に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策を徹底すること。

(2) 信頼される医療の提供

インフォームド・コンセントの徹底やセカンドオピニオンの提供、個人情報の保護、適切な情報開示等を通じて、患者、その家族及び地域住民に信頼される医療を提供すること。

(3) 施設設備の整備及び更新

施設設備については、病院が担う医療機能にふさわしいものとなるよう、必要性、費用対効果等を勘案しつつ、計画的に整備及び更新すること。

(4) 市民への情報発信や普及啓発等の広報活動の充実

医療に関する知識や蓄積された情報を活用し、市民に対する情報発信や普及啓発等の広報活動を充実させること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 規律ある職場づくり

法令遵守を徹底し、規律ある職場づくりに努めること。また、職員は、自己の職責を理解し、その職責を果たすよう努めること。

2 適切かつ弾力的な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた安全で質の高い医療を提供しつつ、業務運営の効率化のため、職員の経験や能力を反映させた適切かつ弾力的な人員配置を行うこと。

3 職員の職務能力の向上

職員の努力や実績が適切に評価され、その能力を最大限発揮できる仕組みを推進し、職務能力の向上を図ること。

4 職員の就労環境の整備

働き方改革を適切に実施し、就労意欲の向上や満足感が得られる働きやすい職場

環境の整備を行うこと。

5 効率的な業務体制の推進と改善

組織力の向上に向けて、職員が業務運営の方向性を理解し、継続的に業務改善に取り組む組織風土を醸成すること。情報通信技術（ICT）等も積極的に活用し、組織内の情報共有や相互連携を迅速に行い、効率的な業務の執行にあたること。

また、病院機能評価などの外部評価についても業務改善に繋がるよう努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

継続的な業務改善や予算計画の見直しにより、財務内容の改善、持続可能な経営基盤の確立を図り、公的な病院としての使命を果たすこと。

2 収入の確保

積極的な患者受入れや効率的な病床利用を行い、収入の確保に取り組むこと。

3 支出の節減

コストに対する意識の強化と業務の効率化に努め、経費削減を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域の医療水準向上への貢献

他の臨床研修病院の研修協力病院として、その病院の臨床研修医を受け入れるほか、看護学生及び薬学生等の実習の受入れを積極的に行い、地域における医療従事者の教育に努めること。

消防本部からの救急救命士の実習受入れ、育成等を通じ、相互の信頼関係の構築に努めること。